

指定管理者 審査基準配点表

別紙1-②

選定基準の項目	審査基準の項目	内容	配点	
1 市民の平等な利用の確保	(1) 公共性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公の施設の管理運営に相応しい理念を持っている団体か ・ 施設の設置目的と市が求める業務内容を理解した事業計画となっているか 	10	20
	(2) 公平性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の個人や団体が優遇される事業内容となっていないか ・ 利用者のニーズを把握し対応する工夫があるか 	10	
2 施設の効用の最大限の発揮	(1) 効用の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス向上に向け実現性の高い提案があるか ・ 効果的な情報発信の提案があるか 	20	20
3 施設の効率的な管理	(1) 経費メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス低下を招くことなく経費縮減が図られているか ・ 収入支出の積算が事業計画の内容と合っているか 	10	20
	(2) 適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の維持、安全管理は適切か 	10	
4 施設を適正かつ安定して行う能力	(1) 物的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を安定して管理運営できる財務状況であるか 	10	20
	(2) 人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な人員配置、勤務体制となっているか ・ 職員の指導育成、研修体制は十分か 	10	

※1 本表の審査対象については、自主事業を含まず、指定管理業務に限ります。